# 熊本市公報

**第１４９０号**

発行所　熊本市中央区手取本町１番１号
熊本市総務局行政管理部総務課
発行日　毎　月　末　日


## 目　　次

### 条　　例


○熊本市立総合ビジネス専門学校条例の一部を改正する条例（第 58 号）…… 2326
○熊本市老人憩の家条例の一部を改正する条例（第 59 号）…… 2327
○熊本市水道条例の一部を改正する条例（第 60 号）…… 2328
○熊本市水道事業、工業用水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（第 61 号）…… 2329
○熊本市下水道条例の一部を改正する条例（第 62 号）…… 2330
○熊本市屋外広告物許可申請等手数料条例の一部を改正する条例（第 63 号）…… 2331
○熊本市都市計画・建築事務に関する手数料条例の一部を改正する条例（第 64 号）…… 2332
○熊本市森林学習館条例を廃止する条例（第 65 号）…… 2357
○熊本市議会委員会条例の一部を改正する条例（第 66 号）…… 2358


### 規　　則


○熊本市屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則（第 90 号）…… 2360
○保健衛生事務に関する権限委任規則の一部を改正する規則（第 91 号）…… 2362
○熊本市手数料条例施行規則の一部を改正する規則（第 92 号）…… 2363


### 訓　　令


○熊本市事務決裁に関する訓令の一部を改正する訓令（第８号）……2364


### 議　会　局


○熊本市議会会議規則の一部を改正する規則（議会規則第１号）…… 2366

# 条　　例

条　例　第　５８　号

令和　６　年１２月１９日

熊本市立総合ビジネス専門学校条例の一部を改正する条例を公布する。

熊本市長　　大　西　一　史

熊本市立総合ビジネス専門学校条例の一部を改正する条例

第１条　熊本市立総合ビジネス専門学校条例（平成２年条例第４４号）の一部を次のように改正する。

第６条第１項に後段として次のように加える。

別表備考第１項の科目等履修生又は同表備考第２項の聴講生の記録に係る証明書を発行する場合も、同様とする。

第６条第２項中「生徒」の次に「及び別表備考第１項の科目等履修生」を加える。

別表備考第３項中「教育委員会」を「学校」に改める。

第２条　熊本市立総合ビジネス専門学校条例の一部を次のように改正する。

第３条第２項、第５条第３号、第６条及び別表対象者の欄中「生徒」を「学生」に改める。

附　則

この条例中第１条の規定は公布の日から、第２条の規定は令和８年４月１日から施行する。

条　例　第　５９　号

令和　６　年１２月１９日

熊本市老人憩の家条例の一部を改正する条例を公布する。

熊本市長　　大　西　一　史

熊本市老人憩の家条例の一部を改正する条例

熊本市老人憩の家条例（昭和４８年条例第３９号）の一部を次のように改正する。

第３条の表中５３の項を削り、５４の項を５３の項とし、５５の項から１２７の項までを１項ずつ繰り上げる。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

条　例　第　６０　号

令和　６　年１２月１９日

熊本市水道条例の一部を改正する条例を公布する。

熊本市長　　大　西　一　史

熊本市水道条例の一部を改正する条例

熊本市水道条例（昭和３３年条例第３７号）の一部を次のように改正する。

第２７条第３項中「直接納付、口座振替又は集金」を「納入通知書による納付、口座振替による納付又は地方自治法(昭和２２年法律第６７号)第２３１条の２の３第１項に規定する指定納付受託者による納付」に改める。

附　則

この条例は、令和８年１月１日から施行する。

条　例　第　６１　号

令和　６　年１２月１９日

熊本市水道事業、工業用水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

熊本市長　　大　西　一　史

熊本市水道事業、工業用水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

熊本市水道事業、工業用水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（昭和４１年条例第４９号）の一部を次のように改正する。

第２条第２項第１号ウ中「７１９，０００人」を「７１２，０００人」に改め、同号エ中「２７５，０００立方メートル」を「２５０，０００立方メートル」に改める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

条　例　第　６２　号

令和　６　年１２月１９日

熊本市下水道条例の一部を改正する条例を公布する。

熊本市長　　大　西　一　史

熊本市下水道条例の一部を改正する条例

熊本市下水道条例（昭和４６年条例第１４号）の一部を次のように改正する。

第９条の３第１項第７号中「大腸菌群数」を「大腸菌数」に改める。

第１３条第２項中「集金、納入通知書又は口座振替」を「納入通知書による納付、口座振替による納付又は地方自治法(昭和２２年法律第６７号)第２３１条の２の３第１項に規定する指定納付受託者による納付」に改める。

附　則

この条例は、令和８年１月１日から施行する。ただし、第９条の３の改正規定は、令和７年４月１日から施行する。

条　例　第　６３　号

令和　６　年１２月１９日

熊本市屋外広告物許可申請等手数料条例の一部を改正する条例を公布する。

熊本市長　　大　西　一　史

熊本市屋外広告物許可申請等手数料条例の一部を改正する条例

熊本市屋外広告物許可申請等手数料条例（平成７年条例第７４号）の一部を次のように改正する。

別表中「別表」を「別表（第２条関係）」に改め、同表中

「

| | |
|---|---|
| 標識等利用広告 | １個につき　３００円 |

」

を

「

| | |
|---|---|
| 標識等利用広告 | １個につき　３００円 |
| ベンチ利用広告 | １個につき　３００円 |

」

に改める。

附　則

この条例は、令和７年２月１日から施行する。

条　例　第　６４　号

令和　６　年１２月１９日

熊本市都市計画・建築事務に関する手数料条例の一部を改正する条例を公布する。

熊本市長　　大　西　一　史

熊本市都市計画・建築事務に関する手数料条例の一部を改正する条例

熊本市都市計画・建築事務に関する手数料条例（平成１２年条例第２４号）の一部を次のように改正する。

別表第１の１の項金額の欄第１号中「７，０００円」を「１２，０００円」に改め、同欄第２号中「１３，０００円」を「２２，０００円」に改め、同欄第３号中「２０，０００円」を「３４，０００円」に改め、同欄第４号中「２８，０００円」を「４８，０００円」に改め、同欄第５号中「４８，０００円」を「７２，０００円」に改め、同欄第６号中「７１，０００円」を「１０７，０００円」に改め、同欄第７号中「２０７，０００円」を「３１１，０００円」に改め、同欄第８号中「３１１，０００円」を「４６７，０００円」に改め、同欄第９号中「５３１，０００円」を「７９７，０００円」に改め、同表４の項事務の欄中「第１８条第１６項」を「第１８条第２０項」に改め、同項金額の欄第１号中「１４，０００円」を「２４，０００円」に改め、同欄第２号中「１７，０００円」を「２９，０００円」に改め、同欄第３号中「２３，０００円」を「３９，０００円」に改め、同欄第４号中「３２，０００円」を「５４，０００円」に改め、同欄第５号中「５３，０００円」を「８０，０００円」に改め、同欄第６号中「７４，０００円」を「１１１，０００円」に改め、同欄第７号中「１７８，０００円」を「２６７，０００円」に改め、同欄第８号中「２６０，０００円」を「３９０，０００円」に改め、同欄第９号中「４５５，０００円」を「６８３，０００円」に改め、同表５の項事務の欄中「第１８条第１６項」を「第１８条第２０項」に改め、同表６の項事務の欄中「第１１条第１項の特定建築物」を「第１０条第１項の建築物（建築物エネルギー消費性能基準

等を定める省令（平成２８年経済産業省・国土交通省令第１号）第１条第１項第２号イ(2)及びロ(2)の規定に基づく基準に適合するものを除く。以下９の項において同じ。）」に改め、同項金額の欄第１号中「６，０００円」を「９，０００円」に改め、同欄第２号中「２，０００平方メートル」を「１，０００平方メートル」に、「１０，０００円」を「１１，０００円」に改め、同欄第６号中「３７，０００円」を「５５，０００円」に改め、同号を同欄第７号とし、同欄第５号中「３４，０００円」を「５１，０００円」に改め、同号を同欄第６号とし、同欄第４号中「３０，０００円」を「４５，０００円」に改め、同号を同欄第５号とし、同欄第３号中「２３，０００円」を「３４，０００円」に改め、同号を同欄第４号とし、同欄第２号の次に次の１号を加える。

(3)　１，０００平方メートル以上２，０００平方メートル未満のもの　１５，０００円

別表第１の７の項事務の欄中「第１８条第２０項」を「第１８条第２９項」に、「第１８条第１６項」を「第１８条第２０項」に改め、同項金額の欄第１号中「１３，０００円」を「２２，０００円」に改め、同欄第２号中「１６，０００円」を「２７，０００円」に改め、同欄第３号中「２２，０００円」を「３７，０００円」に改め、同欄第４号中「３０，０００円」を「５１，０００円」に改め、同欄第５号中「５２，０００円」を「７８，０００円」に改め、同欄第６号中「６９，０００円」を「１０４，０００円」に改め、同欄第７号中「１６１，０００円」を「２４２，０００円」に改め、同欄第８号中「２５２，０００円」を「３７８，０００円」に改め、同欄第９号中「４４５，０００円」を「６６８，０００円」に改め、同表８の項事務の欄中「第１８条第１６項」を「第１８条第２０項」に、「第１８条第２０項」を「第１８条第２９項」に改め、同表９の項事務の欄中「第１１条第１項の特定建築物」を「第１０条第１項の建築物」に改め、同表１０の項事務の欄中「第１８条第１９項」を「第１８条第２８項」に改め、同項金額の欄第１号中「１３，０００円」を「２２，０００円」に改め、同欄第２号中「１６，０００円」を「２７，０００円」に改め、同欄第３号中「２２，０００円」を「３７，０００円」に改め、同欄第４号中「２８，０００円」を「４８，０００円」に改め、同欄第５号中「４９，０００円」を「７４，０００円」に改め、同欄第６号中「６６，０００円」を「９９，０００円」に改め、同欄第７号中「１４７，０００円」を「２２１，０００円」に改め、同欄第８号中「２２

２，０００円」を「３３３，０００円」に改め、同欄第９号中「４０７，０００円」を「６１１，０００円」に改め、同表１１の項事務の欄中「第１８条第１９項」を「第１８条第２８項」に改め、同表１２の項事務の欄中「第１８条第２４項」を「第１８条第３８項」に改め、同表７５の項事務の欄中「第１８条第１６項」を「第１８条第２０項」に改め、同表７６の項事務の欄中「第１８条第１９項」を「第１８条第２８項」に改め、同表備考第１項第２号ア中「建築主事」の次に「又は建築副主事」を加える。

別表第３を次のように改める。

別表第３（第２条第３号関係）

| 項 | 事務 | 名称 | 金額 |
|---|---|---|---|
| 1 | 宅地造成及び特定盛土等規制法（以下この表において「法」という。）第１２条第１項の規定に基づく宅地造成等に関する工事の許可又は法第３０条第１項の規定に基づく特定盛土等若しくは土石の堆積に関する工事の許可の申請に対する審査 | 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可申請手数料 | 次の各号に掲げる切土又は盛土をする土地の面積の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額<br>(1)　500 平方メートル以内のもの　21,000 円<br>(2)　500 平方メートルを超え 1,000 平方メートル以内のもの　32,000 円<br>(3)　1,000 平方メートルを超え 2,000 平方メートル以内のもの　44,000 円<br>(4)　2,000 平方メートルを超え 3,000 平方メートル以内のもの　62,000 円<br>(5)　3,000 平方メートルを超え 5,000 平方メートル以内のもの　72,000 円<br>(6)　5,000 平方メートルを超え 10,000 平方メートル以内のも |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| | | | | の　96,000円<br>(7)　10,000 平方メートルを超え20,000平方メートル以内のもの　150,000円<br>(8)　20,000 平方メートルを超え40,000平方メートル以内のもの　228,000円<br>(9)　40,000 平方メートルを超え70,000平方メートル以内のもの　354,000円<br>(10)　70,000平方メートルを超え100,000 平方メートル以内のもの　498,000円<br>(11)　100,000 平方メートルを超えるもの　642,000円 |
| | | | 土石の堆積に関する工事の許可申請手数料 | 次の各号に掲げる土石の堆積を行う土地の面積の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額<br>(1)　500 平方メートル以内のもの　16,000円<br>(2)　500 平方メートルを超え1,000 平方メートル以内のもの　18,000円<br>(3)　1,000 平方メートルを超え2,000 平方メートル以内のもの　21,000円<br>(4)　2,000 平方メートルを超え3,000 平方メートル以内のもの　24,000円<br>(5)　3,000 平方メートルを超え |

| | | | |
|---|---|---|---|
| | | | 5,000 平方メートル以内のもの　34,000円<br>(6)　5,000 平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの　37,000円<br>(7)　10,000 平方メートルを超え20,000平方メートル以内のもの　44,000円<br>(8)　20,000 平方メートルを超え40,000平方メートル以内のもの　58,000円<br>(9)　40,000 平方メートルを超え70,000平方メートル以内のもの　78,000円<br>(10)　70,000平方メートルを超え100,000 平方メートル以内のもの　114,000円<br>(11)　100,000 平方メートルを超えるもの　138,000円 |
| 2 | 法第１６条第１項の規定に基づく宅地造成等に関する工事の計画の変更許可又は法第３５条第１項の規定に基づく特定盛土等若しくは土石の堆積に関する工事の計画の変更許可の申請に対する審査 | 宅地造成等に関する工事の変更許可申請手数料 | 次に掲げる金額を合計した金額。ただし、宅地造成及び特定盛土等に関する工事の計画の変更許可に係る金額が 642,000 円を超えるときは642,000 円とし、土石の堆積に関する工事の計画の変更許可に係る金額が138,000円を超えるときは138,000円とする。<br>(1)　宅地造成等に関する工事の計画の変更（次号のみ又は第３号のみに該当する場合を除く。） |

| | | | |
|---|---|---|---|
| | | | については、宅地造成等区域の面積（次号に規定する変更を伴う場合にあっては変更前の宅地造成等区域の面積、宅地造成等区域の縮小を伴う場合にあっては縮小後の宅地造成等区域の面積）に応じ、それぞれ１の項に規定する手数料の金額の 10 分の１に相当する金額<br>(2)　新たな土地の宅地造成等区域への編入については、新たに編入される宅地造成等区域の面積に応じ、それぞれ１の項に規定する手数料の金額と同一の金額<br>(3)　土石の堆積に関する工事の許可の期間の始期から５年を超えて土石の堆積を行う場合における当該許可の期間の変更（さらに土石の堆積を行う期間が 5 年を超えるごとに行う許可の期間の変更を含む。）については、１の項に規定する土石の堆積に関する工事の許可申請手数料と同一の金額<br>(4)　その他の変更については、10,000円 |
| ３ | 法第１８条第１項の規定に基づく宅地造成若しくは特定盛土等に関 | 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の | 次の各号に掲げる切土又は盛土をする土地の面積の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| | する工事又は法第３７条第１項の規定に基づく特定盛土等に関する工事の中間検査の申請に対する審査 | 中間検査申請手数料 | (1)　500 平方メートル以内のもの　10,000円<br>(2)　500 平方メートルを超え1,000 平方メートル以内のもの　11,000円<br>(3)　1,000 平方メートルを超え2,000 平方メートル以内のもの　12,000円<br>(4)　2,000 平方メートルを超え3,000 平方メートル以内のもの　13,000円<br>(5)　3,000 平方メートルを超え5,000 平方メートル以内のもの　15,000円<br>(6)　5,000 平方メートルを超え10,000 平方メートル以内のもの　16,000円<br>(7)　10,000 平方メートルを超え20,000平方メートル以内のもの　17,000円<br>(8)　20,000 平方メートルを超え40,000平方メートル以内のもの　18,000円<br>(9)　40,000 平方メートルを超え70,000平方メートル以内のもの　20,000円<br>(10)　70,000平方メートルを超え100,000 平方メートル以内のもの　26,000円<br>(11)　100,000 平方メートルを超 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| | | | えるもの　27,000円 |

別表第５に次のように加える。

| | | |
|---|---|---|
| １２ | 宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則（昭和３７年建設省令第３号）第８８条に規定する証明書等の交付 | 300円 |

別表第８の１の項事務の欄中「及び次項」及び「（次項に該当する場合を除く。）」を削り、同項金額の欄を次のように改める。

| |
|---|
| 次の各号に掲げる建築物の部分の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額<br>(1)　住宅部分　次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額<br>ア　適合証、設計住宅性能評価書又はこれらに相当すると認められるものの写しが添付される場合　次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額<br>(ｱ)　一戸建ての住宅　5,000円<br>(ｲ)　共同住宅等　次に掲げる面積の区分に応じ、それぞれ次に定める額<br>a　300平方メートル未満　10,000円<br>b　300平方メートル以上2,000平方メートル未満　22,000円<br>c　2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満　48,000円 |

d　5,000 平方メートル以上　86,000円

イ　適合証、設計住宅性能評価書又はこれらに相当すると認められるものの写しが添付されない場合　次に掲げる評価基準の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(ｱ)　誘導性能基準により評価する方法　次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

a　一戸建ての住宅　次に掲げる面積の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(a)　200 平方メートル未満　31,000円

(b)　200 平方メートル以上　34,000円

b　共同住宅等　次に掲げる面積の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(a)　300 平方メートル未満　61,000円

(b)　300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満　102,000円

(c)　2,000 平方メート

ル以上 5,000 平方メートル未満　173,000円

(d)　5,000 平方メートル以上　248,000円

(ｲ)　誘導仕様基準により評価する方法　次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

a　一戸建ての住宅　次に掲げる面積の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(a)　200 平方メートル未満　16,000円

(b)　200 平方メートル以上　17,000円

b　共同住宅等　次に掲げる面積の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(a)　300 平方メートル未満　29,000円

(b)　300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満　51,000円

(c)　2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満　91,000円

(d)　5,000 平方メート

ル以上　138,000円

(ｳ)　誘導性能基準及び誘導仕様基準を併用して評価する方法　次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

a　一戸建ての住宅　次に掲げる面積の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(a)　200 平方メートル未満　23,000円

(b)　200 平方メートル以上　25,000円

b　共同住宅等　次に掲げる面積の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(a)　300 平方メートル未満　45,000円

(b)　300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満　76,000円

(c)　2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満　132,000円

(d)　5,000 平方メートル以上　193,000円

(2)　非住宅部分　次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定め

る額

ア　適合証又はこれに相当すると認められるものが添付される場合　次に掲げる面積の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(ｱ)　300 平方メートル未満　10,000円

(ｲ)　300 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満　18,000円

(ｳ)　1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満　29,000円

(ｴ)　2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満　86,000円

(ｵ)　5,000 平方メートル以上10,000平方メートル未満　136,000円

(ｶ)　10,000 平方メートル以上25,000平方メートル未満　172,000円

(ｷ)　25,000 平方メートル以上　214,000円

イ　適合証又はこれに相当すると認められるものが添付されない場合　次に掲げる評価基準の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(ｱ)　モデル建物法　次に掲げる面積の区分に応じ、それぞれ次に定める額

a　300 平方メートル未満　77,000円

b　300 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満　98,000円

c　1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満　129,000円

d　2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満　209, 000円

e　5,000 平方メートル以上10,000平方メートル未満　272, 000円

f　10,000 平方メートル以上25,000平方メートル未満　327,000円

g　25,000 平方メートル以上　384,000円

(ｲ)　標準入力法等　次に掲げる面積の区分に応じ、それぞれ次に定める額

a　300 平方メートル未満　201,000円

b　300 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満　252,000円

c　1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満　325,000 円

d　2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満　463,000 円

e　5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満　571,000 円

f　10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満　674,000 円

g　25,000 平方メートル以上　769,000 円

別表第８の２の項を削り、同表３の項事務の欄中「（次項に該当する場合を除く。）」を削り、同項を同表２の項とし、同表４の項を削り、同表備考第１項を次のように改める。

１　住宅部分とは、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第１条第２項に規定する住宅部分をいう。

別表第８の備考第２項を削り、同表備考第３項中「第１５条第１項」を「第１４条第１項」に改め、同項を同表備考第２項とし、同表備考第４項を同表備考第３項とし、同項の次に次の１項を加える。

４　共同住宅等とは、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第２１条第２項に規定する共同住宅等をいう。

別表第８の備考第５項を次のように改める。

５　誘導性能基準とは、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第１０条第２号イ(1)及びロ(1)に規定する基準をいう。

別表第８の備考第６項中「３の項又は４の項」を「２の項」に改め、同項を同表備考第１２項とし、同表備考第５項の次に次の６項を加える。

６　誘導仕様基準とは、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第１０条

第２号イ(2)及びロ(2)に規定する基準をいう。

７　非住宅部分とは、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第１条第１項第１号に規定する非住宅部分をいう。

８　モデル建物法とは、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第１条第１項第１号ロ、第１０条第１号イ(2)及びロ(2)に規定する基準をいう。

９　標準入力法等とは、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第１条第１項第１号イ、第１０条第１号イ(1)及びロ(1)に規定する基準並びに同令第１条第１項第１号ただし書及び第１０条第１号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法をいう。

１０　建築物が、住宅部分及び非住宅部分を有する場合の手数料の額は、当該それぞれの部分に係るこの表に掲げる区分に応じた額を合計した額とする。

１１　１の項において、都市の低炭素化の促進に関する法律第５４条第２項の規定により建築基準関係規定への適合性審査の申出があった場合は、１申請当たり別表第１の１の項に規定する金額を加算する。この場合において、建築基準関係規定への適合性審査の対象に建築基準法第８７条の４の昇降機に係る部分が含まれるときは、１申請当たり別表第１の２の項に規定する金額を加算する。

別表第１０の１の項事務の欄中「第１２条第１項又は第１３条第２項」を「第１１条第１項又は第１２条第２項」に改め、同項金額の欄を次のように改める。

| |
|---|
| 次の各号に掲げる建築物の部分の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額<br>(1)　住宅部分<br>ア　性能向上計画認定通知書が添付される場合　次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額<br>(ｱ)　一戸建ての住宅　5,000円<br>(ｲ)　共同住宅等　次に掲げる評価対象面積の区分に応じ、それぞれ次に定める額<br>a　300平方メートル未満　10,000円<br>b　300平方メートル以上2,000平方メー |

トル未満　20,000円

c　2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満　44,000円

d　5,000平方メートル以上　79,000円

イ　性能向上計画認定通知書が添付されない場合　次に掲げる評価基準の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(ｱ)　性能基準により評価する方法

a　一戸建ての住宅　次に掲げる評価対象面積の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(a)　200平方メートル未満　31,000円

(b)　200平方メートル以上　34,000円

b　共同住宅等　次に掲げる評価対象面積の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(a)　300平方メートル未満　62,000円

(b)　300平方メートル以上2,000平方メートル未満　103,000円

(c)　2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満　175,000円

(d)　5,000平方メートル以上　251,000円

(ｲ)　性能基準及び仕様基準を併用して評価する方法

a　一戸建ての住宅　次に掲げる評価対象面積の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(a)　200平方メートル未満　23,000円

(b)　200平方メートル以上　26,000円

b　共同住宅等　次に掲げる評価対象面積

の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(a)　300平方メートル未満　46,000円

(b)　300平方メートル以上2,000平方メートル未満　77,000円

(c)　2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満　133,000円

(d)　5,000 平方メートル以上　195,000円

(2)　非住宅部分

ア　性能向上計画認定通知書が添付される場合　次に掲げる評価対象面積の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(ｱ)　300平方メートル未満　10,000円

(ｲ)　300平方メートル以上1,000平方メートル未満　16,000円

(ｳ)　1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満　27,000円

(ｴ)　2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満　79,000円

(ｵ)　5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満　124,000円

(ｶ)　10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満　157,000円

(ｷ)　25,000平方メートル以上　196,000円

イ　性能向上計画認定通知書が添付されない場合　次に掲げる評価基準の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(ｱ)　モデル建物法　次に掲げる評価対象面積の区分に応じ、それぞれ次に定める額

a　300平方メートル未満　78,000円

b　300 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満　99,000 円

c　1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満　131,000 円

d　2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満　211,000 円

e　5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満　275,000 円

f　10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満　331,000 円

g　25,000 平方メートル以上　388,000 円

(ｲ)　標準入力法等　次に掲げる評価対象面積の区分に応じ、それぞれ次に定める額

a　300 平方メートル未満　203,000 円

b　300 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満　255,000 円

c　1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満　328,000 円

d　2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満　469,000 円

e　5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満　577,000 円

f　10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満　682,000 円

g　25,000 平方メートル以上　778,000 円

別表第１０の２の項事務の欄中「第１２条第２項又は第１３条第３項」を「第１１条第２項又は第１２条第３項」に改め、同表３の項事務の欄中「第１１条」を「第１３条」に改め、同表４の項事務の欄中「第３４条第１項」を「第２９条第１項」に改め、同項金額の欄を次のように改める。

次の各号に掲げる建築物の部分の区分に応じ、そ

れぞれ当該各号に定める額

(1)　住宅部分　次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア　適合証、設計住宅性能評価書又はこれらに相当すると認められるものの写しが添付される場合　次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

(ｱ)　一戸建ての住宅　5,000円

(ｲ)　共同住宅等　次に掲げる面積の区分に応じ、それぞれ次に定める額

a　300平方メートル未満　10,000円

b　300平方メートル以上2,000平方メートル未満　20,000円

c　2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満　44,000円

d　5,000平方メートル以上　79,000円

イ　適合証、設計住宅性能評価書又はこれらに相当すると認められるものの写しが添付されない場合　次に掲げる評価基準の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(ｱ)　誘導性能基準により評価する方法　次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

a　一戸建ての住宅　次に掲げる面積の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(a)　200平方メートル未満　31,000円

(b)　200平方メートル以上　34,000円

b　共同住宅等　次に掲げる面積の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(a)　300平方メートル未満　62,000円

(b)　300平方メートル以上2,000平方メートル未満　103,000円

(c)　2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満　175,000円

(d)　5,000 平方メートル以上　251,000円

(ｲ)　誘導仕様基準により評価する方法　次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

a　一戸建ての住宅　次に掲げる面積の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(a)　200平方メートル未満　16,000円

(b)　200平方メートル以上　17,000円

b　共同住宅等　次に掲げる面積の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(a)　300平方メートル未満　30,000円

(b)　300平方メートル以上2,000平方メートル未満　51,000円

(c)　2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満　92,000円

(d)　5,000 平方メートル以上　139,000円

(ｳ)　誘導性能基準及び誘導仕様基準を併用して評価する方法　次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

a　一戸建ての住宅　次に掲げる面積の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(a)　200平方メートル未満　23,000円

(b)　200平方メートル以上　26,000円

b　共同住宅等　次に掲げる面積の区分に

応じ、それぞれ次に定める額

(a)　300平方メートル未満　46,000円

(b)　300平方メートル以上2,000平方メートル未満　77,000円

(c)　2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満　133,000円

(d)　5,000 平方メートル以上　195,000円

(2)　非住宅部分　次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア　適合証又はこれに相当すると認められるものが添付される場合　次に掲げる面積の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(ｱ)　300平方メートル未満　10,000円

(ｲ)　300平方メートル以上1,000平方メートル未満　16,000円

(ｳ)　1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満　27,000円

(ｴ)　2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満　79,000円

(ｵ)　5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満　124,000円

(ｶ)　10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満　157,000円

(ｷ)　25,000平方メートル以上　196,000円

イ　適合証又はこれに相当すると認められるものが添付されない場合　次に掲げる評価基準の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(ｱ)　モデル建物法　次に掲げる面積の区分に応じ、それぞれ次に定める額

a　300平方メートル未満　78,000円

b　300 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満　99,000円

c　1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満　131,000円

d　2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満　211,000円

e　5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満　275,000円

f　10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満　331,000円

g　25,000平方メートル以上　388,000円

(ｲ)　標準入力法等　次に掲げる面積の区分に応じ、それぞれ次に定める額

a　300平方メートル未満　203,000円

b　300 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満　255,000円

c　1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満　328,000円

d　2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満　469,000円

e　5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満　577,000円

f　10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満　682,000円

g　25,000平方メートル以上　778,000円

別表第１０の５の項事務の欄中「第３６条第１項」を「第３１条第１項」に改め、同表６の項を削り、同表備考を次のように改める。

備考

１　住宅部分とは、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第１条第２項

に規定する住宅部分をいう。

２　性能向上計画認定通知書とは、建築物省エネ法第３０条第１項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定（建築物省エネ法第３１条第２項の規定により準用される場合を含む。）の通知書の写しをいう。

３　共同住宅等とは、建築物省エネ法第２１条第２項に規定する共同住宅等をいう。

４　評価対象面積とは、建築物省エネ法第１０条第１項に規定する建築物に係る床面積から、市長が指定する建築物の部分の床面積を除いたものをいう。

５　性能基準とは、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第１条第１項第２号イ(1)及びロ(1)に規定する基準をいう。

６　仕様基準とは、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第１条第１項第２号イ(2)及びロ(2)に規定する基準をいう。

７　モデル建物法とは、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第１条第１項第１号ロ、第１０条第１号イ(2)及びロ(2)に規定する基準をいう。

８　標準入力法等とは、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第１条第１項第１号イ、第１０条第１号イ(1)及びロ(1)に規定する基準並びに同令第１条第１項第１号ただし書及び第１０条第１号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法をいう。

９　適合証とは、建築物省エネ法第３０条第１項各号に掲げる基準に適合することを、住宅の品質確保の促進等に関する法律第５条第１項に規定する登録住宅性能評価機関又は建築物省エネ法第１４条第１項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関が証する書面をいう。

１０　設計住宅性能評価書とは、住宅の品質確保の促進に関する法律第６条第１項に規定する設計住宅性能評価書をいう。

１１　誘導性能基準とは、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第１０条第２号イ(1)及びロ(1)に規定する基準をいう。

１２　誘導仕様基準とは、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第１０条第２号イ(2)及びロ(2)に規定する基準をいう。

１３　非住宅部分とは、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第１条第１項第１号に規定する非住宅部分をいう。

１４　建築物が、住宅部分及び非住宅部分を有する場合の手数料の額は、当該それぞれの部分に係るこの表に掲げる区分に応じた額を合計した額とする。

１５　４の項において、建築物省エネ法第３０条第２項の規定により建築基準関係規定への適合性審査の申出があった場合は、１申請当たり別表第１の１の項に規定する金額を加算する。この場合において、建築基準関係規定への適合性審査の対象に建築基準法第８７条の４の昇降機に係る部分が含まれるときは、１申請当たり別表第１の２の項に規定する金額を加算する。

１６　４の項において、一の認定の申請において審査を要する建築物が２以上ある場合の手数料の額は、当該それぞれの建築物に係る同項に掲げる区分に応じた額を合計した額とする。

１７　建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第４条第３項の規定による設計一次エネルギー消費量の計算及び同令第１４条第２項の規定による誘導基準一次エネルギー消費量の計算につき共用部分に係る数値を加えない方法が採られた申請である場合は、４の項金額の欄第１号ア（イ）、イ（ア）ｂ及びイ（ウ）ｂの額の算定において当該共用部分の面積を控除する。

１８　５の項において、建築物省エネ法第３１条第２項において準用する建築物省エネ法第３０条第２項の規定により建築基準関係規定への適合性審査の申出があった場合は、１申請当たり別表第１の１の項に規定する金額を加算する。この場合において、建築基準関係規定への適合性審査の対象に建築基準法第８７条の４の昇降機に係る部分が含まれるときは、１申請当たり別表第１の２の項又は同表３の項に規定する金額を加算する。

１９　５の項において、一の認定の申請において審査を要する建築物が２以上ある場合の手数料の額は、当該それぞれの建築物に係る同項に掲げる区分に応じた額を合計した額とする。

２０　５の項において、認定を受けた計画について他の建築物を追加する変更をする場合の手数料の額は、当該他の建築物に係る４の項に掲げるそれぞれの区分に応じた額を合計した額とする。

２１　前２項に定める場合のいずれにも該当する場合の手数料の額は、当該それぞれに定められた額を合計した額とする。

附　則

１　この条例は、令和７年４月１日から施行する。ただし、別表第１の４の項事務の欄、５の項事務の欄、７の項事務の欄、８の項事務の欄、１０の項事務の欄、１１の項事務の欄、１２の項事務の欄、７５の項事務の欄及び７６の項事務の欄並びに同表備考第１項の改正規定は、公布の日から施行する。

２　この条例による改正後の別表第１、別表第３、別表第５、別表第８及び別表第１０の規定は、この条例の施行の日以後行われる申請に係る手数料について適用する。

条　例　第　６５　号

令和　６　年１２月１９日

熊本市森林学習館条例を廃止する条例を公布する。

熊本市長　　大　西　一　史

熊本市森林学習館条例を廃止する条例

熊本市森林学習館条例（昭和６２年条例第１６号）は、廃止する。

附　則

この条例は、令和７年４月１日から施行する。

条　例　第　６６　号

令和　６　年１２月１９日

熊本市議会委員会条例の一部を改正する条例を公布する。

熊本市長　　大　西　一　史

熊本市議会委員会条例の一部を改正する条例

熊本市議会委員会条例（平成２５年条例第２８号）の一部を次のように改正する。

第１１条の２第１項中の「委員の全部又は一部について、新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和２年１月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。)のまん延の防止を図る必要があるため、委員会を招集する場所に出席することが困難であると認めるときは、」を「大規模な災害等の発生等又は重大な感染症のまん延により委員が委員会の開会場所に参集することが困難と認めるときは、」に改める。

第２２条第２項の次に次の１項を加える。

３　公述人は、オンラインによる方法により公聴会で意見を述べることができる。

第２６条第２項の次に次の１項を加え、同条第３項を第４項に改める。

３　参考人は、オンラインによる方法により委員会で意見を述べることができる。

第２７条第３項の次に次の１項を加え、同条第４項を第５項に改める。

４　意見陳述人は、オンラインによる方法により委員会で意見を述べることができる。この場合においては、前二項の規定を準用する。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

# 規　　則

規　則　第　９０　号

令和　６　年１２月１９日

熊本市屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長　　大　西　一　史

熊本市屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則

熊本市屋外広告物条例施行規則（平成８年規則第１２号）の一部を次のように改正する。

別表第７の２広告物又は掲出物件（以下「広告物等」という。）の種類ごとの基準の項の表電柱等利用広告の部の次に次のように加える。

| | | |
|---|---|---|
| ベンチ利用広告 | 全ての規制地域 | ア　背もたれ部分の座面側又はその裏側の面に設置し、又は表示するものであること。<br>イ　広告物は、1面につき1個であること。<br>ウ　表示面積は、表示する面の面積の3分の1以内であること。<br>エ　当該ベンチの使用者の身体及び衣服等に危害を及ぼすおそれがないよう十分に配慮されたものであること。<br>オ　道路（道路法（昭和27年法律第180号）第48条の14第2項の自転車歩行者専用道路及び歩行者専用道路並びに同法第48条の20第1項の歩行者利便増進道路を除く。）に設置するベンチを利用するものにあっては、車両の進行して来る方向から展望できない面 |

| | | |
|---|---|---|
| | | に表示するものであること。<br>カ　道路に設置するベンチを利用するものにあっては、地色には、赤色及び黄色は使用しないこと。 |

別表第８電柱等利用広告の項の次に次のように加える。

| | |
|---|---|
| ベンチ利用広告 | 耐久物で、ベンチに設置されたもの又はベンチを利用して表示されたもの |

附　則

この規則は、令和７年２月１日から施行する。

規　則　第　９１　号

令和　６　年１２月２５日

保健衛生事務に関する権限委任規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長　　大　西　一　史

保健衛生事務に関する権限委任規則の一部を改正する規則

保健衛生事務に関する権限委任規則（平成１１年規則第２８号）の一部を次のように改正する。

第２条第１７号に次のように加える。

テ　法施行規則別表第１７第９号ロ、ハ又はニに規定する情報の提供の受理に関すること。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

規　則　第　９２　号

令和　６　年１２月２７日

熊本市手数料条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長　　大　西　一　史

熊本市手数料条例施行規則の一部を改正する規則

熊本市手数料条例施行規則（昭和５４年規則第１９号）の一部を次のように改正する。

別表３１の項を次のように改める。

| | |
|---|---|
| ３１ | 旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者等に対する補償金等の支給等に関する法律（令和６年法律第７０号）第３７条 |

附　則

この規則は、令和７年１月１７日から施行する。

# 訓　　令

訓　令　第　　８　　号

令和　６　年１２月２７日

熊本市事務決裁に関する訓令の一部を次のように改正する。

熊本市長　　大　西　一　史

熊本市事務決裁に関する訓令の一部を改正する訓令

熊本市事務決裁に関する訓令（平成８年訓令第３号）の一部を次のように改正する。

第６条の次に次の１条を加える。

（議決条例に係る市長決裁事項）

第６条の２　次条から第１５条の２までの規定にかかわらず、熊本市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和３９年条例第１６号。以下「議決条例」という。）第２条に該当する契約（熊本市長の専決処分事項に関する条例（昭和４１年条例第２５号）本則第３号に該当するものを除く。）若しくは議決条例第３条に該当する財産の取得若しくは処分に関すること又は公営企業においてこれらに相当するものに関することは、市長の決裁とする。

第７条第１号中「（熊本市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和３９年条例第１６号。以下「議決条例」という。）第２条又は第３条に該当することとなるもの及び公営企業にあってはこれに相当するものを除く。）」を削り、同条第２号及び第３号中「（議決条例第３条に該当することとなるものを除く。）」を削る。

第１５条第２項第１号オ中「議決条例」の次に「第２条又は」を加え、同項第１０号を削り、同項第１１号を同項第１０号とし、同項第１２号を同項第１１号とし、同項第１３号を同項第１２号とし、同項第１４号中「（ウに定める事項については、副課長により補助執行の権限が行使されない場合に限る。）」を削り、同号アを削り、同号イを同号アとし、同号ウを削り、同号を同項第１３号とし、同項第１５号を同項

第１４号とし、同項第１６号から第１８号までを１号ずつ繰り上げ、同条第３項中「第１４号」を「第１３号」に改める。

附　則

この訓令は、令達の日から施行する。

# 議　会　局

議会規則第１号

令和６年１２月１９日

熊本市議会会議規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市議会議長　寺　本　義　勝

熊本市議会会議規則の一部を改正する規則

熊本市議会会議規則（平成２５年議会規則第１号）の一部を次のように改正する。

第１１０条第２項の次に次の２項を加える。

３　前２項の場合において、法第109条第９項の規定に基づく条例の規定により、委員会がオンラインによる方法で開かれているときは、委員でない議員は、オンラインによる方法で説明し、若しくは意見を述べ、又は発言することができる。

４　前項の委員でない議員が、オンラインによる方法で説明し、若しくは意見を述べ、又は発言することを希望するときは、あらかじめ委員長に届け出なければならない。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

（提出理由）

委員でない議員がオンラインによる委員会においてオンラインで発言できるようにするため、所要の改正を行うものである。